

発行所

株式会社 FPシミュレーション

大阪府中央区平野町3-1-10 Tel:06-209-7678

編集発行人: 税理士 三輪 厚二 Fax:06-209-8145

## 従業員社宅の家賃の計算

Q: 当社は社宅を建設し、従業員に貸与しようと思っているのですが、通常徴収すべき賃貸料の計算方法を教えてください。

A: 通常の賃貸料は、固定資産税の課税標準額をベースに算定することになります。

### 【解説】

社員に対する通常の賃貸料の額は、社宅の規模、構造、会社所有か借上げかを問わず、次の算式で計算します。

通常の賃貸料の額(月額) = A + B

A (家賃相当額) = ① × 0.2% + 12円 ×  
家屋の総床面積 (㎡)  
 3.3㎡

B (地代相当額) = ② × 0.22%

- ①…その年度の家屋の固定資産税の課税標準額  
 ②…その年度の敷地の固定資産税の課税標準額

会社が社員から上記算式で計算した金額の50%以上を徴収していれば、給与として課税されることはありません。

また、50%以上を徴収しているかどうかの判定は、必ずしも個々に行う必要はなく、貸与している住宅等の状況に応じてバランスのとれた家賃を各社員から徴収している場合、その社員全員から徴収した家賃の合計額が上記算式で計算した金額の50%以上であれば、給与として課税されません。

なお、会社の徴収した家賃が上記算式の50%未満であれば、上記算式で計算した金額－徴収額が給与とされますので注意が必要です。

